

国立大学法人岡山大学教員の任期に関する規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第28号

改正 平成17年 3月24日規則第 3号
平成17年 7月28日規則第 5号
平成17年 9月15日規則第 6号
平成17年11月10日規則第 8号
平成18年 2月16日規則第 7号
平成18年 3月16日規則第 9号
平成18年 5月18日規則第19号
平成18年 7月20日規則第22号
平成19年 3月15日規則第12号
平成20年 2月14日規則第 5号
平成20年 3月14日規則第 8号
平成20年 7月17日規則第29号
平成20年 9月18日規則第30号
平成20年12月18日規則第33号
平成21年 3月27日規則第 7号
平成21年 9月16日規則第25号
平成22年 3月31日規則第 7号
平成22年 7月22日規則第22号
平成23年 3月17日規則第 4号
平成23年 3月17日規則第 5号
平成23年 4月26日規則第17号
平成24年 3月22日規則第 6号
平成25年 3月27日規則第 7号
平成26年11月27日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学における教員の任期に関する規則を定めることを目的とする。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、文書により、任用される者の同意を得なければならない。

(周知)

第4条 この規則を定め、又は改正したときは、適宜な方法により、広く周知を図るものとする。

(定年)

第5条 この規則により任用する教員が、この規則により定める任期の末日以前に国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第18条第1項に定める定年による退職の日を迎える場合は、定年により退職することとする。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、教育研究

評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき職員となった者（以下「承継職員」という。）のうち、この規則の施行の日の前日に岡山大学における教員の任期に関する規則（平成12年岡大規則第5号。以下「旧規則」という。）により任期を定めて任用されていた者に係る任期及び再任に関する事項については、第2条の規定にかかわらず、なお旧規則の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在職するものであって、任期を付されていない教員については、その職に異動がない限り平成17年4月1日の配置換に伴う改正後の別表中の規定は適用しない。
- 3 平成17年3月31日に在職するものであって、任期を付されて在職する教員については、その職に異動がない限りその任期の終期が、平成17年4月1日の配置換に伴う任期の終期とする。

附 則

この規則は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に地域共同研究センターに在職し、引き続き産学官融合センターに配置換される助手については、改正前の地域共同研究センターに係る任期及び再任に関する事項を適用するものとし、配置換後の任期は、当該残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月20日から施行し、改正後の別表第1号関係の自然科学研究科機能分子化学専攻医用生命工学講座生体機能情報設計学分野の項及び学生支援センターの項に係る規定は、同日以降に任用される者について適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に任期を付されて在職する助教授又は助手であって、平成19年4月1日に同一の教育研究組織の准教授又は助教に配置換となる者（次項に掲げる者を除く。）の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該助教授又は助手としての任期の残任期間とする。この場合において、再任に関する事項については、改正前の別表の規定による助教授又は助手としての任用は、改正後の別表の規定による准教授又は助教としての任用とみなし、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。
- 3 平成19年3月31日に資源生物科学研究所の教授として任期を付されて在職し、平

成19年4月1日以後も引き続き同研究所の教授として在職する者又は平成19年3月31日に同研究所の助教授若しくは助手として任期を付されて在職し、平成19年4月1日に同研究所の准教授若しくは助教に配置換となる者については、平成19年3月31日において付されていた任期にかかわらず、平成19年4月1日において同日を始期とする任期を新たに付すものとする。この場合において、再任に関する事項については、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。

- 4 平成19年3月31日に資源生物科学研究所の助手として在職し、平成19年4月1日以後も引き続き同研究所の助手として在職する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の資源生物科学研究所助手に係る任期及び再任に関する事項を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に法務研究科の教授又は准教授（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第3項に該当する者に限る。以下同じ。）として任期を付されて在職し、平成20年4月1日以後も引き続き同研究科の教授又は准教授として在職する者の任期は、この規則の施行の日以後は、改正後の国立大学法人岡山大学教員の任期に関する規則別表の規定により付された任期とみなす。 テニユア・トラック期間
- 3 平成20年3月31日に産学官融合センターの助教として在職し、平成20年4月1日に研究推進産学官連携機構の助教に配置換となる者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、産学官融合センター助教としての任期の残任期間とする。この場合において、再任に関する事項については、改正前の別表の規定による産学官融合センターの助教としての任用は、改正後の別表の規定による研究推進産学官連携機構の助教としての任用とみなし、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行し、改正後の別表第1号関係の医学部・歯学部附属病院の部に係る規定は、同日以降に任用される者について適用する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の別表法第4条第1項第1号関係の国際センターの項に係る規定は、同日以降に任用される者について適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 平成21年9月30日に自然科学研究科に任期の定めのない職員として在職し、平成21年10月1日以後も引き続き同一の職に在職する者については、改正後の別表の規定は適用しない。
- 3 平成21年9月30日に改正前の別表（法第4条第1項第1号関係）の規定に基づき自然科学研究科産業創成工学専攻及び機能分子化学専攻医用生命工学講座に任期を付さ

れて在職し、平成21年10月1日以後も引き続き同一の専攻又は講座に在職する者の任期は、現に付された任期の始期を起算日として、改正後の別表（法第4条第1項第1号関係）の任期の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻先端薬物療法開発学講座医薬管理学分野に在職する助教の再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 平成22年7月31日に任期の定めのない職員として在職し、平成22年8月1日にキャリア開発センターに配置換となる者については、その職に異動がない限り、改正後の別表（法第4条第1項第1号関係）のキャリア開発センターの項に係る規定は適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に資源植物科学研究所の助教として任期を付されて在職し、平成23年4月1日以後も引き続き同研究所の助教として在職する者（国立大学法人岡山大学のテニユア・トラック制に関する規則（平成22年岡大規則第24号）に基づくテニユア・トラック教員として引き続き同研究所の助教として在職する者を除く。）の任期及び再任に関する事項については、平成25年3月31日までの間なお従前の例による。
- 3 平成23年3月31日に資源植物科学研究所の助手として任期を付されて在職し、平成23年4月1日以後も引き続き同研究所の助手として在職する者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 平成23年4月30日に資源植物科学研究所の教授又は准教授として任期を付されて在職し、平成23年5月1日以降も引き続き同研究所に在職する者の任期については、なお従前の例によるものとし、当該者の再任に関する事項については、同研究所の定める手続きを経て再任可と判断された場合、任期満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に自然科学研究科に任期の定めのない職員として在職し、平成24年4月1日以後も引き続き同研究科に在職する者については、改正後の別表の規定は適用しない。
- 3 平成24年3月31日に自然科学研究科機能分子化学専攻物質基礎科学講座分子錯体化学分野に准教授として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科地球生命物質科学専攻物質基礎科学講座分子錯体化学分野の准教授に配置換となる者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、同研究科機能分子化学専攻物質基礎科学講座分子錯体化学分野准教授としての任期の残任期間とする。この場合において、再任に関する

る事項については、改正前の別表の規定による同研究科機能分子化学専攻物質基礎科学講座分子錯体化学分野の准教授としての任用は、改正後の別表の規定による同研究科地球生命物質科学専攻物質基礎科学講座分子錯体化学分野の准教授としての任用とみなし、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。

- 4 平成24年3月31日に自然科学研究科機能分子化学専攻材料機能化学講座及び物質反応化学講座並びに医用生命工学講座に助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科化学生命工学専攻の助教に配置換となる者の任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成24年3月31日に自然科学研究科バイオサイエンス専攻高次生物学講座に助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科地球生命物質科学専攻生物学講座の助教に配置換となる者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、同研究科バイオサイエンス専攻高次生物学講座助教としての任期の残任期間とする。この場合において、再任に関する事項については、改正前の別表の規定による同研究科バイオサイエンス専攻高次生物学講座の助教としての任用は、改正後の別表の規定による同研究科地球生命物質科学専攻生物学講座の助教としての任用とみなし、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。
- 6 平成24年3月31日に医歯薬学総合研究科に准教授、講師又は助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日以後も引き続き同研究科に在職する者（次項に規定する者を除く。）の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該職としての任期の残任期間とする。この場合において、再任に関する事項については、改正前の別表の規定による同研究科の当該職としての任用は、改正後の別表の規定による同研究科の当該職としての任用とみなし、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。
- 7 平成24年3月31日に医歯薬学総合研究科社会環境生命科学専攻国際環境科学講座医薬基盤化学分野に助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科社会環境生命科学専攻国際環境科学講座国際感染症制御学分野の助教に配置換となる者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に自然科学研究科に任期の定めのない職員として在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職する者については、改正後の別表の規定は適用しない。
- 3 平成25年3月31日に自然科学研究科地球生命物質科学専攻物質基礎科学講座分子錯体化学分野に准教授として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職する者の任期は、なお従前の例によるものとし、当該者の再任に関する事項については、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断された場合、当該任期の満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。
- 4 平成25年3月31日に自然科学研究科地球生命物質科学専攻生物学講座に助教として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職する者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。ただし、平成28年4月1日以降の当該者の再任に関する事項については、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。
- 5 平成25年3月31日に自然科学研究科産業創成工学専攻及び化学生命工学専攻に助教として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職する者の任期

は、なお従前の例によるものとし、再任に関する事項については、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。

- 6 平成25年3月31日に自然科学研究科産業創成工学専攻に助教として任期を付されて在職する者のうち、当該任期の末日が平成25年3月31日であり、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断されたものは、従前の例により任用を更新するものとし、当該更新後の再任に関する事項については、改正後の別表の規定を適用する。
- 7 平成24年3月31日に自然科学研究科機能分子化学専攻材料機能化学講座及び物質反応化学講座に助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科化学生命工学専攻の助教に配置換となった者であって、平成25年3月31日に助教として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職するものの任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。
- 8 平成24年3月31日に自然科学研究科機能分子化学専攻医用生命工学講座に助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科化学生命工学専攻の助教に配置換となった者であって、平成25年3月31日に助教として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職するものの任期は、なお従前の例によるものとし、再任に関する事項については、改正後の別表の再任に関する事項の欄の規定を適用する。
- 9 平成25年3月31日に医歯薬学総合研究科に准教授、講師又は助教として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職する者（平成24年3月31日に同研究科社会環境生命科学専攻国際環境科学講座医薬基盤化学分野に助教として任期を付されて在職し、平成24年4月1日に同研究科社会環境生命科学専攻国際環境科学講座国際感染症制御学分野の助教に配置換となった者を除く。）の任期については、なお従前の例によるものとし、当該者の再任に関する事項については、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断された場合、当該任期の満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。
- 10 平成25年3月31日に医歯薬学総合研究科に講師として任期を付されて在職する者のうち、当該任期の末日が平成25年3月31日であり、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断されたものは、平成25年4月1日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。
- 11 平成25年3月31日に法務研究科に教授、准教授又は助教として任期を付されて在職し、平成25年4月1日以降も引き続き在職する者の任期については、なお従前の例によるものとし、当該者の再任に関する事項については、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断された場合、当該任期の満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。
- 12 平成25年3月31日に法務研究科に教授又は准教授として任期を付されて在職する者のうち、当該任期の末日が平成25年3月31日であり、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断されたものは、従前の例により任用を更新するものとし、当該更新後の再任に関する事項については、同研究科の定める手続きを経て再任可と判断された場合、当該更新後の任期の満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。
- 13 平成25年3月31日に資源植物科学研究所に助教（国立大学法人岡山大学のテニユア・トラック制に関する規則（平成22年岡大規則第24号）に基づくテニユア・トラック教員として在職する者を除く。）として任期を付されて在職する者のうち、当該

任期の末日が平成25年3月31日であり、同研究所の定める手続きを経て再任可と判断されたものは、従前の例により任用を更新するものとし、当該更新後の再任に関する事項については、同研究所の定める手続きを経て再任可と判断された場合、当該更新後の任期の満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。

14 平成25年3月31日に岡山大学病院，教育開発センター，学生支援センター，キャリア開発センター，自然生命科学研究支援センター及び埋蔵文化財調査研究センターに教授，准教授，講師又は助教として任期を付されて在職し，平成25年4月1日以降も引き続き当該部局に在職する者の任期については，なお従前の例によるものとし，当該者の再任に関する事項については，当該部局の定める手続きを経て再任可と判断された場合，当該任期の満了日の翌日に任期の定めのない職員に配置換するものとする。

15 平成25年3月31日に地球物質科学研究センター，スポーツ教育センター及び研究推進産学官連携機構に准教授又は助教として任期を付されて在職し，平成25年4月1日以降も引き続き当該部局に在職する者の任期及び再任に関する事項については，なお従前の例による。

附 則

1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に自然科学研究科産業創成工学専攻に助教として任期を付されて在職し，平成27年4月1日に同研究科生命医用工学専攻の助教に配置換となる者の任期及び再任に関する事項については，なお従前の例による。

3 平成27年3月31日に自然科学研究科化学生命工学専攻に助教として任期を付されて在職し，平成27年4月1日に同研究科応用化学専攻又は生命医用工学専攻の助教に配置換となる者の任期及び再任に関する事項については，なお従前の例による。

別表 任期を定めて任用する教員の職等（第2条関係）

（法第4条第1項第1号関係）

教育研究組織		対象職種	任期	再任に関する事項
研究科・学部等	専攻・学科, 講座, 部門等			
自然科学研究科	地球生命物質科学専攻 生物科学講座	助教	5年	再任可（再任の場合 は任期を定めない。）
	産業創成工学専攻	助教	5年	再任可（再任の場合 は任期を定めない。）
	応用化学専攻	助教	5年	再任可（再任の場合 は任期を定めない。）
	生命医用工学専攻	助教	5年	再任可（再任の場合 は任期を定めない。）
地球物質科学研究センター	国際共同研究推進部門 国際共同研究推進部	准教授 助教	5年	再任不可